

製造業特定技能外国人材相談窓口

Pick up FAQ

多く寄せられるご質問の解説

「業務区分（溶接）での従事」

# 業務区分（溶接）での従事

「溶接」職種で技能実習2号（実習先:製造業分野以外の事業所）を修了した外国人材が、特定技能外国人材として製造業分野の事業者で従事する場合、製造分野特定技能1号評価試験の合格が必要でしょうか。


外国人材に特定技能1号の業務区分（溶接）で従事していただく方法としては、以下の2パターンがあり、それぞれで従事可能な分野が異なります。

業務区分（溶接）があるのは、**経済産業省所管：製造業分野**、**国土交通省所管：造船・船用工業**のみです。

なお、建設分野に、業務区分（溶接）はありません。

## 従事可能な特定産業分野

## 転職に際しての留意点

①   
**技能実習2号から移行**  
(手溶接または半自動溶接)  
※実習実施者の分野は問いません



**製造業分野**  
造船・船用工業  
全て対象

  
○素形材・産業機械・電気電子  
情報関連製造業分野

  
○造船・  
船用工業





**製造業分野**  
造船・船用工業  
2分野全てOK

②   
**造船・船用工業分野**  
特定技能1号試験合格



**造船・船用工業**  
分野のみ

  
~~素形材・産業機械・電気電子~~  
~~情報関連製造業分野~~

  
○造船・  
船用工業



**製造業分野**の  
企業に転職するには…

「製造業分野」と「造船・船用工業」では特定技能1号評価試験の種類が異なるため、転職先の分野に対応する試験に合格することが条件です

③   
**製造分野**  
特定技能1号評価試験合格



**製造業分野**のみ

  
○素形材・産業機械・電気電子  
情報関連製造業分野

  
~~造船・  
船用工業~~



**造船・船用工業**の  
企業に転職するには…